

## 大会中止基準について

大会開会式の3週間前に、全国または開催都道府県を対象に、緊急事態宣言が発令されている場合は大会を中止する。

また、全国または開催都道府県を対象に、緊急事態宣言が発令中で3週間前までに緊急事態宣言が解除される見込みのない場合も大会を中止する。

## 大会中止の検討基準について

大会開会式の4週間前以降、下記の1項目でも当てはまる事態が生じた場合、大会実施本部で検討のうえ、開催可否の決定を行う。

1. 全国を対象とした緊急事態宣言が発令された場合  
※4週間前から継続して発令されている場合は、現在の発令の期限が終了した後、上記の事態が発生した場合
2. 大会開催地を対象とした緊急事態宣言が発令された場合  
※4週間前から継続して発令されている場合は、現在の発令の期限が終了した後、上記の事態が発生した場合
3. 大会開催地において、大会実施が認められない場合
4. 大会実施本部が安全に実施することが困難と判断した場合
5. その他、不測の事態が生じた場合

※〇〇週間前とは、〇〇週間前の同一曜日を含む

※上記の緊急事態宣言とは新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、発出された物を指す。